岡山県	畳一畳につき一、一七〇円
広島県	畳一畳につき一、三二〇円
山口県	畳一畳につき一、〇四〇円
徳島県	畳一畳につき一、一〇〇円
香川県	畳一畳につき一、一三〇円
愛媛県	畳一畳につき一、〇八〇円
高知県	畳一畳につき一、〇五〇円
福岡県	畳一畳につき一、三一〇円
佐賀県	畳一畳につき一、〇八〇円
長崎県	畳一畳につき一、〇七〇円
熊本県	畳一畳につき一、一二〇円
大分県	畳一畳につき一、〇八〇円
宮崎県	畳一畳につき一、〇三〇円
鹿児島県	畳一畳につき一、〇四〇円
沖縄県	畳一畳につき一、一一〇円

○国土交通省告示第四百十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項柱書き中「（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「（三輪自動車」を「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」に改め、同項第三号中「以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車」を「以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては燃料装置が別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

第九十八条第三項柱書き中「（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「（三輪自動車」を「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」に改め、同項第三号中「以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車」を「以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては燃料装置が別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

第百七十六条第三項中「（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）」を削る。

別添百十七の次に次の別添を加える。

別添118　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置（燃料電池自動車にあっては、水素システム、燃料電池システムその他の燃料及びそれによる発電に係る部分をいう。以下同じ。）に適用する。

2.　用語の定義

この技術基準における用語の定義は、保安基準第１条及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定めるもののほか、次の2.1.から2.16.までに定めるところによる。

2.1.　「水素システム」とは、燃料電池自動車にあっては、ガス充填口から燃料電池スタックの入口までの水素ガスの充填、貯蔵及び供給に係る装置、燃料電池スタックの出口から入口へ戻る水素ガス循環流路の構成部品並びにそれらを制御する装置をいい、その他の自動車にあっては、ガス充填口から原動機までの水素ガスの充填、貯蔵及び供給に係る装置をいう。

2.2.　「圧力逃がし弁」とは、圧力が異常に上昇した場合に、その圧力を減じる弁をいい、再び閉めることができるものをいう。

2.3.　「容器元弁」とは、ガス容器に直接取り付けられ、ガス容器内の水素ガスの流出を遮断する弁をいう。

2.4.　「主止弁」とは、容器元弁のうち電磁的に作動することによりその弁から下流への水素ガスの供給を遮断する弁であって、この弁が電源に接続されていないときは閉じているものをいう。

2.5.　「容器逆止弁」とは、容器元弁のうちガス容器からガス充填口への水素ガスの逆流を防止する弁又は逆止の機能を有するものをいう。

2.6.　「容器安全弁」とは、ガス容器に直接取り付けられ、ガス容器内の水素ガスの温度が異常に上昇しガス容器が損傷するおそれがある場合に一回に限って作動し、水素ガスを放出する弁をいう。

2.7.　「水素濃度」とは、水素と空気との混合気体における水素のモル数（又は分子数）のパーセントをいう。

2.8.　「容器附属品」とは、主止弁、容器逆止弁及び容器安全弁をいう。

2.9.　「密閉空間又は半密閉空間」とは、自動車内において、水素システム、運転者室、客室、荷室、フードの下側の空間その他の水素ガスが滞留する可能性がある空間（車室の開口部を含む。）をいう。

2.10.　「燃料電池システム」とは、水素システム、空気供給システム及び燃料電池スタック並びにそれらを制御する装置からなる発電のためのシステムをいい、水素ガスと空気の加湿装置及び燃料電池スタックの温度調節装置も含まれる。

2.11.　「ガス充填口」とは、水素ガスをガス容器に充填するため、自動車に備えられた接続口をいう。

2.12.　「常用の圧力」とは、通常使用される圧力の中で最も高い圧力をいう。

2.13.　「最高許容圧力」とは、通常の動作条件においてガス容器又は水素システムを使用できる上限のゲージ圧力をいう。

2.14.　「単一故障」とは、単一の事象から引き起こされる故障（当該故障に起因して発生する故障を含む。）をいう。

2.15.　「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガスを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃し弁による放出を除く。）をいう。

2.16.　「過圧防止安全装置」とは、特定の動作条件で作動した場合に、水素システムの加圧された部位から水素ガスを放出することで当該水素システムの故障を防止するための装置をいう。